

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月2日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第60号

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例

相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第14条の10第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の相模原市一般職の給与に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。